

平成 26 年 6 月 9 日

# 株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

## 日本水産株式会社

代表取締役 細 見 典 男  
社長執行役員

### 第 99 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 99 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席  
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネット等によって議決権  
を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くだ  
さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 26 年 6 月 25 日  
(水曜日) 午後 5 時までに到着するよう折り返しお送りくださるか、同日同時刻まで  
に当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) より議決権をご行使  
いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日) 午前 10 時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 番 1 号  
ロイヤルパークホテル 3 階「ロイヤルホール」  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第 99 期 (平成 25 年 4 月 1 日から  
平成 26 年 3 月 31 日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第 99 期 (平成 25 年 4 月 1 日から  
平成 26 年 3 月 31 日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案	取締役10名選任の件
	第2号議案	当社株券等の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)継続の件

以上

- 
- ◎開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「第99期定時株主総会招集ご通知」および同封の「報告書」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主様ではない代理人およびご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。
  - ◎インターネット等により議決権を行使いただく際には、後記29頁の「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。
  - ◎インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
  - ◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissui.co.jp/ir/index.html>) に掲載させていただきます。
  - ◎当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきます。
  - ◎株主総会終了後の株主様試食懇談会はございませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
①	ほそみ のり お 細見典男 (昭和25年4月12日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 同取締役 平成19年6月 同常務取締役 平成19年6月 同事業統轄(食品事業主管)事業推進部門共管 平成21年3月 同事業推進本部長 平成21年6月 同取締役専務執行役員 平成23年4月 同代表取締役 平成24年6月 同社長執行役員 現在に至る (現在当社代表取締役社長執行役員(CEO)) 重要な兼職の状況 株式会社ファイネット代表取締役社長	95,000株
②	こいけ くに ひこ 小池邦彦 (昭和27年5月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年3月 同北米事業執行 平成15年4月 NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. 社長 平成15年6月 当社取締役 平成20年6月 同人事部、経理部、広報IR室、経営企画室担当 お客様サービスセンター共管 平成21年6月 同取締役常務執行役員 平成22年3月 同秘書室、社史編纂室統轄 平成24年3月 同人事部、経理部、経営企画室、秘書室統轄 平成24年6月 同代表取締役 平成24年6月 同専務執行役員 現在に至る (現在当社代表取締役専務執行役員 社長を補佐して業務全般 最高財務責任者(CFO)) 重要な兼職の状況 株式会社ニッスイ・ジーネット代表取締役社長	90,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
③	まとのあきよ 的 埜 明 世 (昭和28年11月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年3月 同水産営業部長 平成17年6月 横浜通商株式会社代表取締役社長 平成19年5月 同代表取締役退任 平成19年6月 NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. 社長 平成19年6月 当社北米事業執行 平成19年6月 同取締役 平成21年6月 同取締役退任 平成21年6月 同執行役員 平成23年4月 同水産事業執行 平成23年4月 同水産事業第一部長 平成24年3月 同水産事業執行 平成24年6月 同取締役常務執行役員 平成25年11月 同北米事業執行 平成25年11月 NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. 社長 現在に至る (現在当社取締役常務執行役員 水産事業執行、北米事業執行) 重要な兼職の状況 NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. 社長	30,000株
④	せきぐちよういち 関 口 洋 一 (昭和32年1月5日生)	昭和54年4月 当社入社 平成12年9月 同ファインケミカル部長 平成20年6月 同ファインケミカル事業部長 平成20年6月 同取締役 平成20年12月 北海道ファインケミカル株式会社代表取締役 平成21年6月 当社取締役退任 平成21年6月 同執行役員 平成25年4月 同ファインケミカル事業執行 現在に至る (現在当社執行役員 ファインケミカル事業執行) 重要な兼職の状況 北海道ファインケミカル株式会社代表取締役 TN FINE CHEMICALS CO. LTD. 代表取締役	30,400株
⑤	おおきしんすけ 大 木 伸 介 (昭和35年1月23日生)	昭和57年4月 当社入社 平成15年3月 同常温食品事業部長 平成21年3月 同営業企画室長 平成22年6月 同執行役員 平成25年4月 同家庭用食品部長 営業企画室担当 平成25年6月 同事業推進会議担当 現在に至る (現在当社執行役員家庭用食品部長 営業企画室、事業推進会議担当)	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
⑥	い はら なお と 井 原 直 人 (昭和29年12月13日生)	<p>昭和52年4月 当社入社  平成10年3月 同環境品質保証室長  平成18年6月 同取締役  平成21年3月 同品質保証室担当  平成21年4月 同中央研究所、環境オフィス、食品分析センター、生活機能科学研究所、バイオ生産研究所担当 養殖事業推進室共管  平成21年6月 同取締役執行役員  平成23年3月 同東京イノベーションセンター担当  平成24年4月 同品質保証室長  平成25年4月 同中央研究所、環境オフィス、食品分析センター、バイオ生産研究所担当  平成26年3月 同品質保証室担当  現在に至る  (現在当社取締役執行役員 品質保証室、中央研究所、環境オフィス、食品分析センター、バイオ生産研究所、東京イノベーションセンター担当)  重要な兼職の状況  青島日水食品研究開発有限公司董事長</p>	35,000株
⑦	さ とう こう き 佐 藤 高 輝 (昭和31年7月16日生)	<p>昭和54年4月 当社入社  平成17年3月 同総務部長  平成20年6月 同取締役  平成20年6月 同グループ・リスクマネジメント・オフィサー リスクマネジメント担当、秘書室、社史編纂室担当  平成21年6月 同取締役退任  平成21年6月 同執行役員  平成22年3月 同広報IR室長  平成22年3月 同パブリック・リレーションズ・オフィサー 総務部担当  平成23年3月 同総務広報部長  平成23年3月 同法務部担当  平成24年6月 同取締役執行役員  平成24年6月 同経営企画室、秘書室担当 お客様サービスセンター共管  平成25年4月 同総務法務部、経営企画IR室担当  平成26年3月 大分中央水産株式会社代表取締役社長  現在に至る  (現在当社取締役執行役員 総務法務部、経営企画IR室、秘書室、リスクマネジメント担当 お客様サービスセンター共管)  重要な兼職の状況  大分中央水産株式会社代表取締役社長</p>	42,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
⑧	脇坂 剛 <small>わき ざか たけし</small> (昭和32年10月1日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年3月 同大阪支社長 平成21年6月 同執行役員 平成24年6月 同取締役執行役員 現在に至る (現在当社取締役執行役員 大阪支社長) 重要な兼職の状況 株式会社クラハシ代表取締役	10,000株
⑨	木下 啓史郎 <small>きの した けいしろう</small> (昭和23年11月6日生)	昭和46年7月 株式会社日本興業銀行入行 平成13年6月 同執行役員中国委員会委員長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 平成14年6月 同理事 平成14年10月 株式会社損害保険ジャパン理事 平成15年4月 同執行役員 平成16年4月 同常務執行役員アジア・中国委員会 委員長 平成19年6月 同取締役専務執行役員 平成21年4月 同取締役 平成21年6月 当社社外監査役 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る (現在当社社外取締役) 重要な兼職の状況 日本財産保険(中国)有限公司副董事長	5,000株
⑩	春木 二生 <small>はる き つぎ お</small> (昭和21年7月27日生)	昭和44年4月 日本合成ゴム株式会社(現JSR株式 会社)入社 平成3年6月 同経理財務部長 平成10年6月 同取締役経理財務部長 平成14年6月 同常務取締役 平成19年6月 同専務取締役 平成23年6月 同顧問 平成24年6月 同顧問退職 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る (現在当社社外取締役)	5,000株

- (注) 1. 取締役候補者木下啓史郎氏および春木二生氏は、社外取締役候補者であります。
2. 両氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 木下啓史郎氏につきましては、金融機関での長年の経験および上場会社での経歴を通じて培った知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 春木二生氏につきましては、上場会社の取締役としての豊富な経験や高い見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3) 両氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。また、木下啓史郎氏は平成21年6月から平成25年6月まで、当社の監査役に就任しております。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間で、当該取締役の当社に対する損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。
- 木下啓史郎氏および春木二生氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、社外取締役候補者木下啓史郎氏および春木二生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (1) 木下啓史郎氏は、当社の主要な借入先の一つである株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の常務執行役員を退任（平成14年）してからすでに長期間が経過しており、同行からの借り入れの借入総額に占める割合は、約10%程度であります。また、同氏は株式会社損害保険ジャパンの取締役でありましたが（平成21年退任）、当社の保険料支払額は同社の保険料受取額に対し0.1%にも満たない少額であります。以上より、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
- (2) 春木二生氏は、当社の主要株主・取引先の出身者でないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

## 第2号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会において、同対応策につき、所要の変更を行ったうえで継続することについてご承認いただいております（以下、変更

後の同対応策を「旧プラン」といいます。)

旧プランの有効期限が、平成26年6月26日開催予定の第99期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時をもって満了を迎えるにあたり、当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、平成20年6月30日付企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及びその後の情勢変化等を踏まえ更なる検討を加えた結果、基本的内容については旧プランと同一であります。以下【主な変更内容】に記す所要の変更を行い、本定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)を、有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとして継続することを決定いたしました。

本プランにつきましては、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員は、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見を述べております。

なお、平成26年3月31日現在における大株主の状況は、別紙1に記載のとおりであります。また、本日現在、当社が特定の第三者から大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

#### 【主な変更内容】

- (1) 中期経営計画の内容を現経営計画に変更しました。
- (2) 買付者等に対する情報提供について、取締役会検討期間の限度を変えずに当社取締役会が追加情報提供後に再度追加情報が必要な場合は再度情報提供要請ができることとしました。
- (3) その他日付等の変更を行いました。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家の皆様による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、①重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、②買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、③被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、④買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、⑤当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可

欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、⑥当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、大量取得行為をおこなう者に対して、大量取得行為についての株主の皆様様の判断のために必要かつ十分な情報提供を求め、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大量取得行為者と交渉等を行うこと、などを可能にする本プランを継続することが、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要と考えております。

## II 「基本方針」の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施しています。

### 1. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、創業100年を迎えた平成23年に向けて平成18年度より中期経営計画である「新TGL - True Global Links - 計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進してまいりました。

平成24年度以降は、次の100年につなげるため「今こそニッスイの原点に帰ろう。」という考え方を中心にすえて、今後の生活シーンや消費構造の変化に対応し、当社および当社グループとしての機能を発揮して世界のお客様の期待に答えていくことをポイントとした「中期経営計画2014 (MVIP)」を推進しております。

「中期経営計画2014 (MVIP)」の経営の基本方針は以下のとおりです。

#### 【「中期経営計画2014 (MVIP)」経営の基本方針】

私たちは、水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献します。

#### 〈5つの基本戦略〉

- i. お客様にお役立ちできる既存の事業やカテゴリーを磨き続ける。
- ii. お客様の変化にお応えできる新しいカテゴリーをご提案し続ける。
- iii. 既存の漁業、養殖に買付けも加えた資源アクセスの強化。
- iv. バリューネットワークへの進化と高度化。
- v. グループ内外との協働を強化し国内外への販売力を強化する。

### 〈3つのお役立ち〉

- i. 生活シーンに入り込んだ機能価値を創造しご提案していきます。
- ii. 環境・社会との共生を更に深め、また、様々な情報を積極的に発信してまいります。
- iii. 食だけでなく、お客様の心と身体へのやさしさもご提案していきます。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

具体的には、株主の皆様に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会では取締役総数を20名から10名に削減し（内社外取締役2名を選任）、総会終了後に執行役員制度を導入しております。

## Ⅲ 本プランの内容

### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ記載の基本方針に照らして、当社の株券等の買付等（下記2.(1)において定義されます。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様に対する当社経営陣の計画や代替案等を提示し、また、株主の皆様が代わって買付者等との交渉等を行っていくことで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的にしています。

なお、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」とおります。

### 2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

#### (1) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められた手続に従っていただくこととします。

- ①当社が発行者である株券等<sup>(注1)</sup>について、保有者<sup>(注2)</sup>の株券等保有割合<sup>(注3)</sup>が20%以上となる買い付けその他の取得

- ②当社が発行者である株券等<sup>(注4)</sup>について、公開買付け<sup>(注5)</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>(注6)</sup>及びその特別関係者<sup>(注7)</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注)\*引用法令の改正があった場合、引用法令条項は、改正後において本プランの引用法令各条項を承継する法令の条項に読み替えるものとします。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## (2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める必要情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付し、その旨を速やかに情報開示します。

当社取締役会が、当該買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、当社取締役会は5営業日以内(初日不算入)に買付者等に対し回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合には、買付者等においては当該期限までにかかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。買付者等が回答期限に当社取締役会が求めた追加情報を提供できない場合は、回答期限から10営業日(初日不算入)に限り、提出期限を延長することができます。

また、買付者等から提供された上記追加情報では不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合は、当社取締役会は再度追加情報を請求することができます。

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者<sup>(注8)</sup>、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(それぞれの名称、代表者及び役員、沿革、事業内容、資本構成、財務内容、その他の経理の状況、並びに買付者等のグループ内における相互の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係の概略を含みます。))
- ②買付等の目的、方法及び内容(買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含み

ます。)

③買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

④買付等に要する資金の調達方法、調達先の概要

⑤買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細

⑥買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容

⑦支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等に関する計画

⑧純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性。

⑨買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び理由

⑩買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要

⑪その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注) 8. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

### (3) 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

#### ①取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付説明書に対する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)を当社取締役会が最初に買付説明書を受領した日を開始日とし、大量取得行為の評価等の難易度に応じ、原則として、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付による大量取得行為の場合には60日間、その他の大量取得行為の場合には90日間(いずれの場合も初日不算入)として設定します。但し、当社取締役会が買付者等に対して

追加情報を要請した場合は、追加情報を受領した日から開始するものとします。なお、再度追加情報を要請した場合であっても、この60日または90日の期間は、最初に追加情報を受領した日から開始するものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に買付者等の提供する必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。

また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ②株主意思確認手続又は独立委員会への諮問手続の選択

当社取締役会は、取締役会検討期間中に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するか、等について i)、 ii)、 iii) の判断基準に従って決議するものとします。

i) 当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等の諸般の事情を考慮の上、下記 (10)「本新株予約権の無償割当ての要件」①、②又は③のいずれかに該当することが明らかであり、本新株予約権の無償割当てを実施すべきと考える場合には独立委員会への諮問を決議します。

ii) 当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等が i) には該当しないが、下記 (10)「本新株予約権の無償割当ての要件」④または⑤に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきと考える場合には株主意思確認手続を採用することを決議します。

iii) 当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議します。

#### (4) 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実及び必要情報の概要その他の情報のうち、取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### (5) 株主意思確認手続

上記(3)② ii) に従い、当社取締役会が株主意思確認手続の実施を決議した場合には、株主意思確認総会における株主投票を実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思確認手続を行う場合には、当社取締役会は速やかに投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日(以下「投票基準日」といいます。)を定め、公告いたします。

株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

株主意思確認総会における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、その決議の日から10営業日以内(初日不算入)に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由について、また、株主意思確認手続終了次第その結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### (6) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

当社は、当社取締役会が株主意思確認手続によらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合の合理性及び公正性を担保するために、別紙2に記載する独立委員会規則に従い、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会を設置することとします。

本プランの独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

当社取締役会は、上記(3)②に従い買付者等による買付等の内容等の諸般の事情を考慮の上、下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」①、②又は③のいずれかに該当することが明らかであると判断する場合には、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問します。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができるものとします。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合(当社取締役会を通じた場合も含む。)には、速やかにこれに応じるものとします。

## (7) 独立委員会の勧告

上記(3)②i)に従い当社取締役会が独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は取締役会検討期間終了までに、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記a.b.c.に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する事項がある場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

### a. 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件①、②若しくは③のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(11)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間、（本新株予約権の無償割当ての効力発生時前は）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

### b. 本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続の実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件①、

②若しくは③のいずれにも該当しないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続を実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続の実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件①、②若しくは③のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### c. 取締役会検討期間の延長の勧告

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は株主意思確認手続の実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会はその決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、取締役会検討期間を1回に限り30日を限度として延長の勧告をすることができ、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会検討期間を30日を限度に延長する決議を1回に限り行うことができるものとします。

当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的な期間及びその期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

### (8) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、勧告の日から10営業日以内(初日不算入)に、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は株主意思確認手続の実施等(本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

### (9) 情報開示

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、当社取締役会が独立委員会への諮問を決議した事実とその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案(もしあれば)を提示した事実(必要に応じて当該代替案の内容を含む。)、独立委員会の勧告の内容、及び当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

#### (10) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する場合であって、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果又は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。

- ①上記(2)(3)に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ②下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ア) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - オ) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ③強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- ⑤当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な従業員、顧客、取引先等との信頼関係が毀損又は阻害されること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

## (11) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

### ①本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。）に相当する数とします。

### ②割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

### ③本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### ④本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社普通株式1株とします。

### ⑤本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

### ⑥本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

### ⑦本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者<sup>(注9)</sup>、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者<sup>(注10)</sup>、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)から(V)までに該当する者の関連者<sup>(注11)</sup>（(I)から(VI)までに該当する者を以下「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、

当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨当社による本新株予約権の取得

ア) 当社は、上記(7)a. i) 及び ii) の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(注) 9. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

10. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定め

る所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

11. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

## (12) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の承認が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨に反しない場合、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

## (13) 株主の皆様等への影響

### ①本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

### ②本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることとなります。また、当社は、下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付

することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果、株主の皆様が株式が交付される場合には、その交付手続きが終了するまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

### ③本新株予約権無償割当ての手続

#### ア) 割当期日の公告

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様が本新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

#### イ) 株主の皆様による本新株予約権の行使手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内にかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式1株当たり、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当す

る数の当社株式が発行されることとなります。

ウ) 当社による新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### Ⅳ 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 本プランが「基本方針」に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

##### 2. 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様への共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとしています。

###### (2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様への意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記Ⅲ 2.(5)「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は買付者等による買付等の内容等の諸般の事情を考慮の上、上記Ⅲ 2.(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」①、②若しくは③のいずれかに該当することが明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様のご意思を確認することができます。

さらに、上記Ⅲ 2.(12)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合、または、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置します。

### (4) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、毎年を取締役の選任を通じて本プランにつき株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

### (5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2.(12)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 当社の大株主の状況

(平成26年3月31日現在)

氏名又は名称	当社への出資状況	
	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,837	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,561	5.25
株式会社みずほ銀行	10,650	3.84
持田製薬株式会社	8,000	2.88
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーテイー	5,713	2.06
株式会社損害保険ジャパン	4,625	1.66
中央魚類株式会社	4,140	1.49
みずほ信託銀行株式会社	3,650	1.31
ステートストリートバンク アンド トラスト カンパニー 505019	3,612	1.30
ニチモウ株式会社	3,240	1.16
計	75,031	27.07

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社から平成26年4月4日付で提出された大量保有報告書により、平成26年3月31日現在で同社を含む3社が共同保有として13,947千株(5.03%)を保有している旨の報告を受けているが、平成26年3月31日現在における所有株式数が確認できないので、上記大株主の状況には含めていない。
2. 野村證券株式会社から平成26年4月4日付で提出された大量保有報告書により、平成26年3月31日現在で同社を含む3社が共同保有として13,987千株(5.05%)を保有している旨の報告を受けているが、平成26年3月31日現在における所有株式数が確認できないので、上記大株主の状況には含めていない。

以上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会の委員に事故等の不測の事態により欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たに委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残存期間とする。
5. 独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決議し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての実施、不実施又は株主意思確認手続の実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は本新株予約権の無償割当てについての株主意思確認手続の実施
  - ② 本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
6. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ②買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ③買付者等との協議・交渉
  - ④当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求及びこれらの検討
  - ⑤取締役会検討期間の延長の決定
  - ⑥本プランの修正又は変更の承認
  - ⑦その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - ⑨上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示
7. 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  8. 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
  9. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  10. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  11. 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  12. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名により構成される予定です。

## 木下啓史郎氏

## 【略歴】

昭和23年11月6日生

昭和46年7月 株式会社日本興業銀行入行

平成13年6月 同執行役員中国委員会委員長

同14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員

同14年6月 同理事

同14年10月 株式会社損害保険ジャパン理事

同15年4月 同執行役員

同16年4月 同常務執行役員アジア・中国委員会委員長

同19年6月 同取締役専務執行役員

同21年4月 同取締役

同21年6月 当社社外監査役

同25年6月 当社社外取締役(現)

## 春木 二生氏

## 【略歴】

昭和21年7月27日生

昭和44年4月 日本合成ゴム株式会社(現JSR株式会社)入社

平成3年6月 同経理財務部長

同10年6月 同取締役経理財務部長

同14年6月 同常務取締役

同19年6月 同専務取締役

同23年6月 同顧問

同24年6月 同顧問退職

同25年6月 当社社外取締役(現)

## 佐原 和正氏

## 【略歴】

昭和26年1月4日生

昭和51年7月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所

平成11年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)

代表社員就任

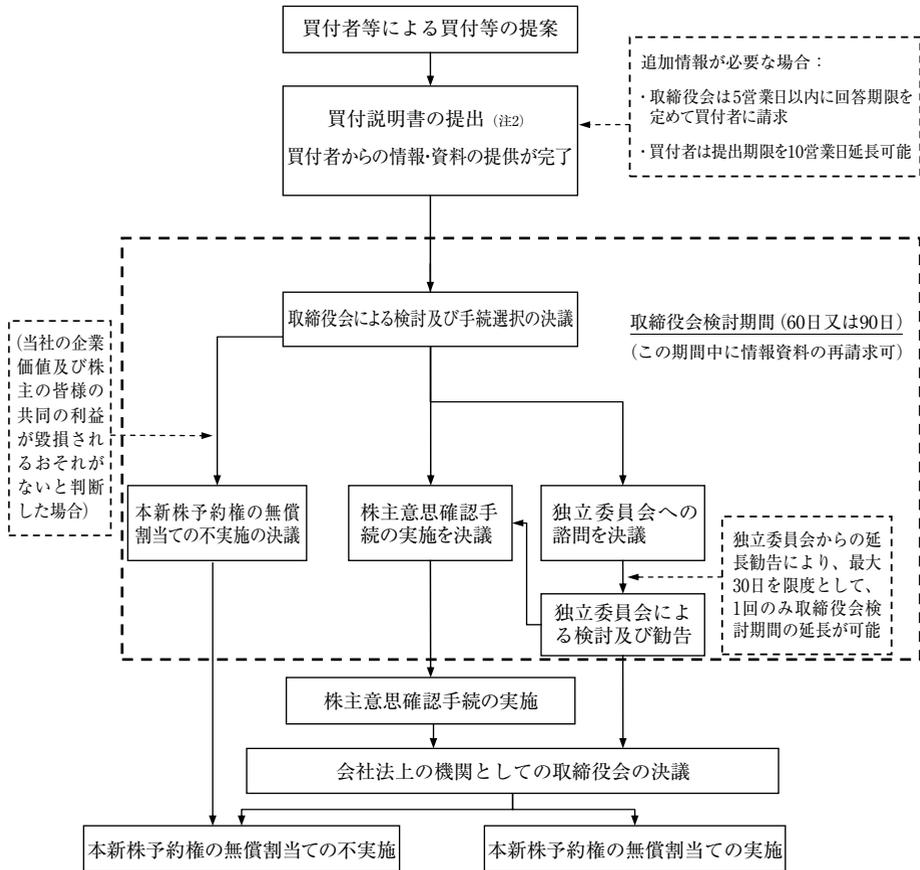
同22年6月 新日本有限責任監査法人退社

同23年6月 当社社外監査役(現)

※ 当社は、上記の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

以上

フローチャート(注1)



(注1) 本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については必ず本文をご参照ください。

(注2) 買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

## インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください。ご了承のうえご利用いただけますようお願い申し上げます。

### 1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader® ver.4.0 以降または、Adobe® Reader® ver.6.0 以降

(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft® および Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader® は Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) インターネットの接続に、ファイアウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

(4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能 (ポップアップブロック機能等) をご利用されている場合は、解除 (または一時解除) のうえ、ご利用ください。

### 2. 議決権行使のお取り扱い

■議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。

■インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時までに行行使されるようお願いいたします。

### 3. パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。

パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■当サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

■その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

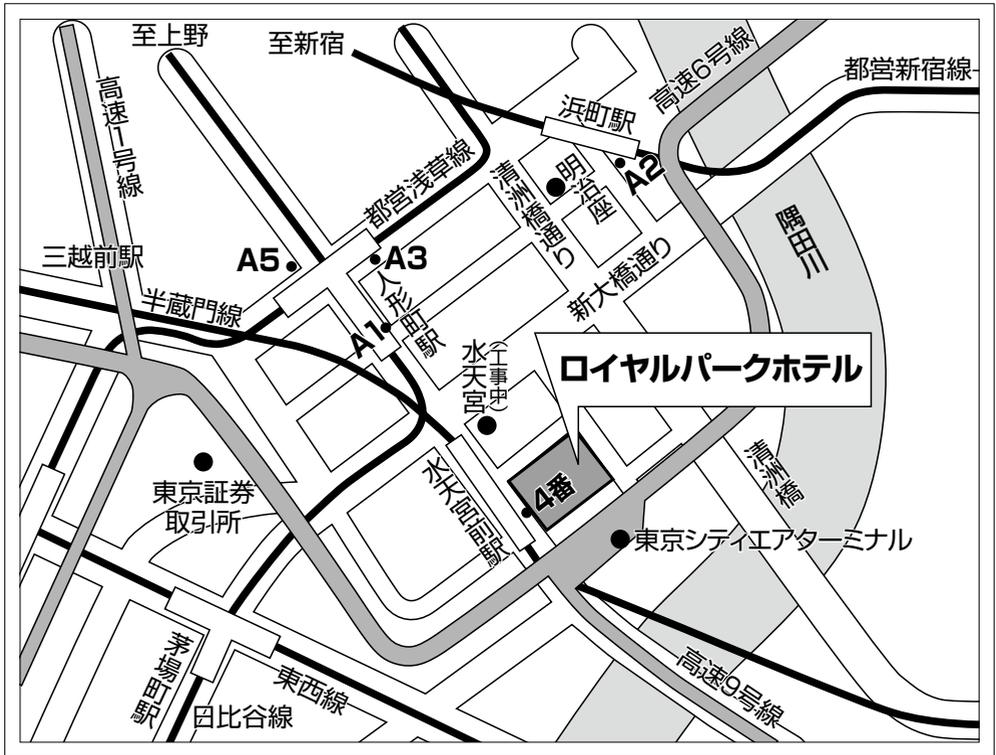
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00)

以上



# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」  
電話 03-3667-1111 (代表)



## <会場までの交通機関>

- ・地下鉄半蔵門線「水天宮前駅」4番出口とホテルが直結しております。
- ・地下鉄日比谷線「人形町駅」A1出口から徒歩約5分
- ・都営新宿線「浜町駅」A2出口から徒歩約10分
- ・都営浅草線「人形町駅」A3・A5出口から徒歩約7分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

第99期定時株主総会招集ご通知添付書類

# 報 告 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

日本水産株式会社

# 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策等の効果によって円安・株高が進行し、輸出企業を中心とする企業収益の改善とともに、個人消費では耐久消費財を中心に消費税率引き上げに伴う駆け込み需要があり、景気は緩やかな回復基調にあります。

世界経済(連結対象期間1-12月)につきましては、米国では景気は緩やかに回復しており、欧州では個人消費に回復の兆しが見られ、アジアでは中国において経済成長率が鈍化しています。

当社および当社グループにおきましては、水産物市況の回復に加え海外事業では為替換算による増収効果がありましたものの、円安による原材料コストの上昇がありました。一方、海外の不採算事業からの撤退を進めるなど、事業基盤の強化に努めてまいりました。

このような状況下で当連結会計年度における営業成績は、売上高は6,042億49百万円(前期比373億90百万円、6.6%増)、営業利益は139億31百万円(前期比81億22百万円、139.8%増)、経常利益は123億60百万円(前期比69億16百万円、127.1%増)となりました。

特別損益におきまして、特別利益として固定資産売却益などにより21億94百万円を計上し、特別損失としてドイツ・ロヒタム社事業からの撤退などにより34億59百万円を計上しましたので、当期純利益は37億54百万円(前期比85億44百万円増)となりました。

株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、先に中間配当の実施を見送らせていただきましたが、期末配当金につきましても、誠に不本意ながら無配とさせていただきます。

事業の概況は次のとおりであります。

#### ①水産事業

水産事業につきましては、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでおります。  
<当連結会計年度の概況>

水産事業では売上高は2,538億98百万円(前期比209億59百万円増)となり、営業利益は50億24百万円(前期比75億40百万円増)となりました。

漁撈事業：前期比で減収、増益となりました。

- ・日本では、海外まき網漁業のかつおと、近海のぶりを中心とした漁獲・販売が順調に推移しました。
- ・南米では、漁撈事業の縮小・撤退を進め減収となりましたが、効率的な操業を行い増益となりました。

養殖事業：前期比で増収、増益となりました。

- ・日本では、ぶり養殖事業で魚価が回復し販売数量も増加しましたが、まぐろ養殖事業では販売数量が増加したものの魚価が下落しました。
- ・南米では、鮭鱒養殖事業で魚病の影響による水揚・販売数量の減少に加え、飼料コストの上昇もあり原魚コストが上昇しましたが、魚価の上昇により増益となりました。

加工・商事事業：前期比で増収、増益となりました。

- ・日本では、鮭鱒、えびなど水産物市況の回復があり、年間を通じて計画に沿った在庫コントロールを行いました。
- ・北米では、すけそうだらのすりみやフィレーの生産量が増加しましたが、助子の生産量は減少し、全体として販売価格は下落しました。
- ・ヨーロッパでは、販売エリアが拡大し、主要魚種も高値で推移したことから増収、増益となりました。

## ②食品事業

食品事業につきましては、加工事業およびチルド事業を営んでおります。

<当連結会計年度の概況>

食品事業では売上高は2,826億84百万円(前期比146億34百万円増)となり、営業利益は27億61百万円(前期比8億51百万円増)となりました。

加工事業：前期比で増収、増益となりました。

- ・日本では、家庭用冷凍食品、業務用冷凍食品において円安により輸入原材料・製品などのコストが大幅に上昇しましたが、生産性の向上や販売経費の削減、販売価格の改定などに努めました。
- ・北米では、家庭用冷凍食品会社で厳しい価格競争のため大幅に減益となり、業務用冷凍食品会社では主要原料のえび価格が上昇しました。
- ・ヨーロッパでは、水産食品加工会社で生産能力の拡大や生産性の向上、新商品の投入などが順調に推移しました。

チルド事業：前期比で減収、増益となりました。

- ・コンビニエンスストア向け食品生産工場において、生産品目の見直しがあり減収となりましたが、生産性の改善や廃棄ロスの削減などに取り組み、増益となりました。

### ③ ファイン事業

ファイン事業につきましては、医薬原料、機能性原料（注1）、機能性食品（注2）、および医薬品、診断薬の生産・販売を行っております。

＜当連結会計年度の概況＞

ファイン事業では売上高は285億77百万円（前期比10億67百万円増）となり、営業利益は75億61百万円（前期比2億19百万円増）となりました。

- ・ 医薬原料で次年度からの薬価改定の影響もありましたが、機能性食品については、広告宣伝の強化により通信販売が好調に推移しました。連結子会社の日水製薬株式会社では、臨床診断薬事業などの販売が伸び悩みました。

### ④ 物流事業

物流事業につきましては、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでおります。

＜当連結会計年度の概況＞

物流事業では売上高は138億72百万円（前期比4億82百万円増）となり、営業利益は15億56百万円（前期比2億79百万円減）となりました。

- ・ 共同配送事業の新規取り組みなどにより増収となりましたが、冷蔵倉庫事業において取扱量が減少しました。

（注1）主に食品素材や化粧品素材向けとなるEPA・DHA、グルコサミン、コレステロール、オレンジラフィー油など。

（注2）特定保健用食品「イマーク」・「イマークS」やEPA・DHA、グルコサミンなどのサプリメント。

## 事業別売上高・営業利益明細

区 分	第98期（平成24年度）		第99期（平成25年度）		前期比増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
水産事業	232,939百万円	△2,515百万円	253,898百万円	5,024百万円	9.0%	- %
食品事業	268,049	1,909	282,684	2,761	5.5	44.6
ファイン事業	27,510	7,341	28,577	7,561	3.9	3.0
物流事業	13,389	1,836	13,872	1,556	3.6	△15.2
計	541,888	8,571	579,032	16,903	6.9	97.2
その他	24,970	1,135	25,216	1,216	1.0	7.2
計	566,858	9,706	604,249	18,120	6.6	86.7
消去又は全社	-	△3,897	-	△4,188	-	-
合計	566,858	5,809	604,249	13,931	6.6	139.8

（注）1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. 「消去又は全社」は、各セグメントに配賦不能の営業費用であります。

## (2) 対処すべき課題

- ①当社および当社グループにおいて、平成26年度は「中期経営計画2014 (MVIP)」の最終年度を迎えることとなります。誠に残念ながら、計画設定時の目標数値を達成することは難しい状況ではありますが、海外の不採算事業からの撤退を進め、経営の効率化を推進するなど事業基盤の強化に努めてまいりました。本年度は、引き続き以下の「基本方針」、「主要事業の戦略」を主軸として、安定した収益基盤の構築に努め、これからの成長に向けて次期中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

### 【中期経営計画2014 (MVIP) の主な内容】

#### ア. 基本方針

「私たちは、水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献します。」

#### イ. 主要事業の戦略

##### 【水産事業】

サステナビリティに配慮しながら、資源へのアクセス力を更に磨き、グローバル市場を対象とした、お客様視点の市場創造力を持つ水産事業に変革します。

##### 【食品事業】

おいしさと品質に拘り、お客様にとって新たな、そして多様な価値を創造し続けるメーカーへ変革します。

##### 【ファインケミカル事業】

医薬の強みをベースに「機能性脂質のリーディングカンパニー」を目指して、グローバル展開に向けた基盤を作ります。

##### 【物流事業】

物流の効率化と環境配慮を両立させたバリューネットワークを構築します。

##### 【グループ経営戦略】

- i. コンプライアンスの徹底を中心にコーポレートガバナンスを一層強化し、「グループ利益拡大」の考え方を踏まえた各社の自立経営の態勢を更に強化します。
- ii. 海外関係会社に対しては、グローバルリンクス(注1)とローカルリンクス(注2)を基軸に、緩やかであるが、強い求心力を持つ独自の仕組みを構築します。

##### 【R&Dと加工生産戦略】

限りある資源から余すところなく、より高い機能価値を生み出すイノベーションと生産技術の独自化を進めていきます。

また、工場をバリューセンターと位置づけ、お客様の声を大切にしながら、イノベーションを通じて品質重視とコストダウンを両立させます。

### 【資源保護・環境保全への取り組み】

ニッスイグループの事業基盤が、自然と生物に支えられていることを十分に認識した上で、サステナビリティに関する研究機関（一般社団法人 水産資源・海域環境保全研究会（Co-FRaME））への研究助成を継続するとともに、自らも研究を進めていきます。

グループでの地球環境保全に向けた教育、意識向上活動を強化し、環境負荷軽減活動を進化させ、国内直営工場は全てゼロエミッション工場を目指します。更に、今までダウンサイジング、ダウンウエイティングを積極的に進めてきましたが、容器包装廃棄物は平成26年度までに平成23年度比で10%（原単位）の削減に取り組みます。

- (注1) グローバルリンクスとは、ニッスイグループと志を共有し、Win-Winの関係を通じて、共に価値を創造する企業のネットワーク。
- (注2) ローカルリンクスとは、グローバルリンクスをさらに進化させるために、それぞれの「ローカル」にある様々な機能が結び合うことで、その「ローカル」で独自のパフォーマンス（競争優位）を実現していきます。

②平成25年12月に発生した冷凍食品業界での農薬混入事件を契機に、当社では、従業員とのコミュニケーションの一層強化、工場内部のカメラの増設、工場内への持込み物禁止ルールの徹底、薬剤保管庫・検査室の管理徹底等を更に進めております。今後もフードセイフティー、フードディフェンス両面を強化し、「食品の安全・安心」に万全を期すべく取り組んでまいります。

### （3）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額153億35百万円を実施しました。

その主な内容は、食品加工工場の製造設備の取得、日水物流株式会社による大阪新センター用地取得などであります。

### （4）資金調達の状況

当連結会計年度中においては、子会社の一部が連結の範囲から外れたことなどにより、借入金金は前期比65億28百万円減少いたしました。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第96期 (平成22年度)	第97期 (平成23年度)	第98期 (平成24年度)	第99期 (平成25年度)
売上高(百万円)	494,294	538,030	566,858	604,249
営業利益(百万円)	8,088	9,553	5,809	13,931
経常利益(百万円)	6,275	8,404	5,443	12,360
当期純利益(百万円)	△921	2,006	△4,789	3,754
1株当たり当期純利益(円)	△3.33	7.26	△17.34	13.59
総資産(百万円)	399,718	400,885	421,645	431,643
純資産(百万円)	70,807	63,932	63,297	83,732

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。  
 なお、発行済株式数については自己株式を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況(平成26年3月31日現在)

重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日水製薬株式会社	4,449百万円	56.0(1.8)%	医薬品製造・販売業
日水物流株式会社	2,000百万円	100.0	貨物運送取扱業
日本クッカー株式会社	1,450百万円	100.0	食品加工販売業
NIPPON SUISAN(U.S.A.), INC. (米国) (F.W. BRYCE, INC.、GORTON'S INC.、KING & PRINCE SEAFOOD CORP.の親会社)	23,281千米ドル	100.0	水産物輸出入業
UNISEA, INC. (米国) (BERING SEA PARTNERS, LLCの親会社)	3,505千米ドル	100.0	水産物加工販売業
NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A.(チリ) (*) N.A.L.PERU、EMDEPES、O.I.の親会社)	169,513千米ドル	100.0	水産物輸出入業
SALMONES ANTARTICA S.A.(チリ)	86,071千米ドル	100.0(100.0)	養殖業
NIPPON SUISAN(EUROPE)B.V.(オランダ) (CITE MARINE S.A.S.、NORDIC SEAFOOD A/Sの親会社)	136,134ユーロ	100.0	水産物輸出入業

(注) 1. 主な連結子会社等を表示いたしております。

2. 当社の議決権比率の( )内は間接所有割合で内数であります。

(\*) N.A.L.PERUは、NIPPON SUISAN AMERICA LATINA PERU, S.A.の略称です。  
 EMDEPESは、EMPRESA DE DESARROLLO PESQUERO DE CHILE S.A.の略称です。  
 O.I.は、OCEAN INVESTMENT S.A.の略称です。

(7) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

水産事業 (水産物の漁獲、養殖、買付、加工および販売)、食品事業 (冷凍食品、常温食品、その他の加工品ならびにチルド食品の製造および販売)、ファイン事業 (診断薬、一般医薬品、健康食品、医薬原料の製造および販売)、物流事業 (水産物等の冷蔵保管、凍結および冷蔵貨物の運搬等)、その他事業 (船舶の建造・修繕、運航、エンジニアリング等)

(8) 主要な営業所および工場 (平成26年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

営 業 所 仙台支社、名古屋支社、大阪支社、中四国支社、福岡支社

工 場 つくば工場、鹿島工場、八王子総合工場、安城工場、姫路総合工場、戸畑工場、伊万里油飼工場

研究・開発 東京イノベーションセンター (中央研究所、バイオ生産研究所、商品開発センター、技術開発センター、食品分析センター)、大分海洋研究センター、生活機能科学研究所

② 子会社

水産事業…株式会社北海道日水 (北海道札幌市)、横浜通商株式会社 (神奈川県横浜市)、黒瀬水産株式会社 (宮崎県串間市)、金子産業株式会社 (長崎県長崎市)、NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. (米国)、F.W. BRYCE, INC. (米国)、UNISEA, INC. (米国)、NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A. (チリ)、EMPRESA DE DESARROLLO PESQUERO DE CHILE S.A. (チリ)、SALMONES ANTARTICA S.A. (チリ)、NIPPON SUISAN (EUROPE) B.V. (オランダ)

食品事業…日本クッカー株式会社 (東京都品川区)、デルマール株式会社 (千葉県船橋市)、日豊食品工業株式会社 (熊本県熊本市)、株式会社北九州ニッスイ (福岡県北九州市)、

GORTON'S INC. (米国)、KING & PRINCE SEAFOOD CORP. (米国)

ファイン事業…日水製薬株式会社 (東京都台東区)

物流事業…日水物流株式会社 (東京都港区)

そ の 他…ニッスイ・エンジニアリング株式会社 (東京都千代田区)、日本海洋事業株式会社 (神奈川県横須賀市)、ニッスイマリン工業株式会社 (福岡県北九州市)

(9) 従業員の状況(平成26年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業の種類	従業員数(名)
水産事業	3,982 [ 3,144]
食品事業	3,067 [ 6,500]
ファイン事業	490 [ 126]
物流事業	518 [ 125]
その他	679 [ 127]
全社(共通)	183 [ 31]
合計	8,919 [10,053]

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,156名	(38名減)	41.46歳	15.92年

(注) 上記のほか、臨時従業員1,338名(期中平均人員数)がおります。

(10) 主要な借入先の状況(平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
海外漁業協力財団	34,591百万円
株式会社日本政策投資銀行	27,018
株式会社みずほ銀行	21,211
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,800
農林中央金庫	13,200
三井住友信託銀行株式会社	13,200
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,500
みずほ信託銀行株式会社	9,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、中国国内での販売強化を図るため、中国パートナー企業による販路構築、拡大が必要と判断し、中国の連結子会社である山東山孚日水有限公司の当社出資持分の一部を平成25年12月に譲渡しました。その結果、同会社は当社の連結子会社から除外となりました。

## 2. 会社の現況 (平成26年3月31日現在)

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000 株  
 ② 発行済株式の総数(自己株式791,311株を除く。) 276,418,966 株  
 ③ 株 主 数 45,042名(前期末比6,952名減)  
 ④ 所有者別状況

区 分	株 式 の 状 況						計
	金融機関	証券会社	その他の 国内法人	外国法人等		個 人 その他	
				個人以外	個 人		
株主数(名)	46	73	274	195	28	44,426	45,042
所有割合(%)	30.2	4.5	14.4	22.7	0.0	28.2	100.0

### ⑤ 大 株 主(上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,837千株	6.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,561	5.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,650	3.8
持 田 製 薬 株 式 会 社	8,000	2.8
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)アカウントノントリーティー	5,713	2.0
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	4,625	1.6
中 央 魚 類 株 式 会 社	4,140	1.4
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,650	1.3
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	3,612	1.3
ニ チ モ ウ 株 式 会 社	3,240	1.1

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
細見典男	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者（CEO））	株式会社ファイネット代表取締役社長
小池邦彦	代表取締役専務執行役員（社長を補佐して業務全般 最高財務責任者（CFO））	株式会社ニッスイ・ジーネット代表取締役社長
金田進	取締役専務執行役員（食品事業執行）	
的埜明世	取締役常務執行役員（水産事業執行、北米事業執行）	NIPPON SUISAN (U.S.A), INC. 社長
井原直人	取締役執行役員（品質保証室、中央研究所、環境オフィス、食品分析センター、バイオ生産研究所、東京イノベーションセンター担当）	青島日本水産研究開発有限公司 董事長
佐藤高輝	取締役執行役員（総務法務部、経営企画IR室、秘書室、リスクマネジメント担当 お客様サービスセンター共管）	大分中央水産株式会社代表取締役社長
脇坂剛	取締役執行役員（大阪支社長）	株式会社クラハシ代表取締役
*木下啓史郎	取締役	日本財産保険(中国)有限公司 副董事長
*春木二生	取締役	
小泉雅英	監査役（常勤）	
佐原和正	監査役	
*横尾敬介	監査役	
*樋口 收	監査役	弁護士（敬和綜合法律事務所 パートナー） 株式会社大泉製作所社外監査役

- (注) 1. \*印は、平成25年6月26日開催の第98期定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役および監査役であります。
2. 取締役 木下啓史郎、春木二生は、社外取締役であります。
3. 監査役 佐原和正、横尾敬介、樋口收は、社外監査役であります。
4. 監査役 小泉雅英は、当社の経理部門において長年にわたる経験を有し、経理部長を

- 務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 木下啓史郎は、金融機関の常務執行役員、上場会社の取締役を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  6. 取締役 春木二生は、上場会社の取締役としての豊富な経験や高い見識等を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  7. 監査役 佐原和正は、公認会計士として会計監査業務における豊富な経験と幅広い知識を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  8. 監査役 横尾敬介は、金融機関での長年の経験を有し、証券会社の社長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  9. 監査役 樋口収は、弁護士として企業法務に精通しており、企業活動全般について、適正性を判断するうえでの専門的知見を有するものであります。
  10. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (4名)	245百万円 (28百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (5名)	73百万円 (42百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分給与を含んでおります。  
 2. 上記には、平成25年6月26日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名および社外監査役2名を含んでおります。

## ③ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
木下啓史郎	社外取締役	日本財産保険(中国)有限公司副董事長
樋口 収	社外監査役	敬和綜合法律事務所パートナー、株式会社大泉製作所社外監査役

- (注) 1. 監査役 樋口収がパートナーである敬和綜合法律事務所は、当社の顧問弁護士事務所です。  
 2. その他の兼職先と当社との間には重要な取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	主な活動内容
木下啓史郎	社外監査役	平成25年6月26日まで社外監査役として、当事業年度開催の取締役会4回のうち4回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席しております。出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、社外の立場から意見を述べています。
	社外取締役	平成25年6月26日の社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会15回のうち15回に出席しております。出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、社外の立場から意見を述べています。
春木 二生	社外取締役	平成25年6月26日の社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会15回のうち15回に出席しております。出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、社外の立場から意見を述べています。
佐原 和正	社外監査役	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会20回のうち20回に出席しております。出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、社外の立場から意見を述べています。
横尾 敬介	社外監査役	平成25年6月26日の就任後に開催された当事業年度の取締役会15回のうち15回に出席し、また、同じく就任後に開催された当事業年度の監査役会14回のうち14回に出席しております。出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、社外の立場から意見を述べています。
樋口 收	社外監査役	平成25年6月26日の就任後に開催された当事業年度の取締役会15回のうち15回に出席し、また、同じく就任後に開催された当事業年度の監査役会14回のうち14回に出席しております。出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、社外の立場から意見を述べています。

#### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
ア. 当社の会計監査人としての報酬等の額	72百万円
イ. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記アの金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社子会社は監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査業務を委託し、対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した事項の概要は、次のとおりです。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

経営に携わる者は、当社の経営理念に基づき制定された、企業姿勢宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章を率先垂範するとともに、従業員への周知徹底に努める。

社外弁護士が参加する代表取締役社長執行役員直轄の組織である倫理委員会は、当社グループを対象とするコンプライアンス徹底の企画・運営やコンプライアンスに関する業務上の諸課題への最終判断などを行うとともに、内部通報制度を維持・管理し、リスクマネジメント担当役員がその活動内容を取締役に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況を把握するとともに、重要な業務プロセスなどを文書化し、評価・改善する取り組みを連結ベースで行う体制を構築している。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報管理体制）

株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、取締役および執行役員を委員長とする各種委員会の議事録および社内規程に従って作成された稟議書や実施報告書等については、法令および情報セキュリティ基本方針など社内諸規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

各事業部門の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行し、代表取締役社長執行役員直轄の組織であるリスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント規程に基づいて当社グループのリスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努める。

コンプライアンス、環境、品質、財務等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織が当社グループとしてのリスクマネジメントに係る規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、重要事項の決定と取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行う。

業務執行については、代表取締役社長執行役員が当社グループを統治し、各取締役・執行役員は統轄・担当部門の執行責任を負うとともに、国内在勤の全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回以上開催し、会社経営の重要事項を協議する。

#### ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が制定したグループ会社の管理に係る諸規程の遵守を求め、また、各社取締役会への役員派遣、重要拠

点である北米と南米には北米事業執行、南米事業執行の設置、などを通じて、当社グループのガバナンスを強化するとともに、グループ各社の代表者が参加するグループ経営会議等を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。

代表取締役社長執行役員直轄の組織である内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

#### ⑥ 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。「倫理憲章」および「倫理行動基準」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

#### ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会における審議、決議、報告の内容を検証し、必要に応じて取締役および使用人から業務執行状況を聴取し、確認する体制を強化する。

内部監査部門は、当社グループの業務監査結果を監査役に報告し、監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書室およびその他の部署の使用人は、取締役等の指示命令を受けない立場で監査役の職務を補助する。

### (5) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(i)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(ii)買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、(iii)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(iv)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(v)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(vi)当社グループの技術と研究開発力、グローバルネッ

トワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を確保し、向上させる目的をもって当社株券等の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」という。)(注)を講じることが必要と考えております。

(注) 当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、本プランの導入を決議し、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会において議案として付議し、承認可決されました。また、本プランが平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、同定時株主総会における承認に基づき、本プランを一部変更し、継続しました(以下継続したプランを「本プラン」という。)

## ② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施しています。

### ア. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、創業100年を迎える2011年に向けて2006年度より中期経営計画である「新TGL - True Global Links - 計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進してまいりました。

2012年度以降の経営計画については、次の100年につなげるために「今こそニッスイの原点に帰ろう。」という考え方を中心にすえて、今後の生活シーンや消費構造の変化に対応し、当社および当社グループとしての機能を発揮して世界のお客様の期待に応えていくことをポイントとした新中期経営計画「中期経営計画2014 (MVIP)」を推進しております。

「中期経営計画2014 (MVIP)」の経営の基本方針は以下のとおりです。

〔「中期経営計画2014 (MVIP)」経営の基本方針〕

私たちは、水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献します。

### 【5つの基本戦略】

- i. お客様にお役立ちできる既存の事業やカテゴリーを磨き続ける。

- ii. お客様の変化にお応えできる新しいカテゴリーをご提案し続ける。
- iii. 既存の漁業、養殖に買付けも加えた資源アクセスの強化。
- iv. バリューネットワークへの進化と高度化。
- v. グループ内外との協働を強化し国内外への販売力を強化する。

#### 【3つのお役立ち】

- i. 生活シーンに入り込んだ機能価値を創造しご提案していきます。
- ii. 環境・社会との共生を更に深め、また、様々な情報を積極的に発信してまいります。
- iii. 食だけでなく、お客様の心と身体へのやさしさもご提案していきます。

#### イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

具体的には、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会終了後に執行役員制度を導入すること、及び第94期定時株主総会で取締役総数を削減する定款変更議案と社外取締役2名を含む取締役選任議案とを上程することを決議し、上程された議案は、第94期定時株主総会で承認可決されました。

### ③ 本プランの内容の概要

#### ア. 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであります。

#### イ. 本プランの内容

##### (i) 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買い付けその他の取得、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象としております。

##### (ii) 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵

守する旨の誓約文言等を記載した書面（買付説明書）の提出を求め、当社は、買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提供しその旨を情報開示します。

(iii) 株主意思確認手続きまたは独立委員会への諮問手続きの選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提供が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、株主意思確認手続きを実施するか、または、独立委員会に諮問するか、等について決議するものとします。

(a) 株主意思確認手続きの実施を決議した場合

株主意思確認総会等において株主投票を実施します。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とします。株主意思確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について速やかに決議します。また、当社取締役会は、株主意思確認手続きを実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続きを実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続きの結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(b) 独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続きによらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性及び公正性を担保するために、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問します。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続きを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行います。

(iv) 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき発動する、大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施します。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとします。但し、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできません。

(v) 本プランの有効期間

本プランは平成23年6月28日開催の当社第96期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(vi) 株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります。但し、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じません。

#### ④ 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

イ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成23年6月28日開催の第96期定時

株主総会において議案として付議し、承認可決されました。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっております。

#### ウ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしています。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われます。

#### エ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社および当社グループの利益配分については、長期的・総合的視野に立った企業体質の強化ならびに将来成長が見込まれる分野の事業展開に備えた内部留保にも意を用いつつ、経営環境の変化に対応して当社および当社グループの連結業績に応じた株主還元を行うことを基本方針としています。

しかしながら、当事業年度につきましては、誠に遺憾ながら中間および期末ともに無配となりました。

## 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>209,717</b>	<b>流動負債</b>	<b>196,247</b>
現金及び預金	6,849	支払手形及び買掛金	33,074
受取手形及び売掛金	73,250	短期借入金	127,887
有価証券	513	リース債務	434
商品及び製品	53,058	未払法人税等	3,070
仕掛品	21,974	未払費用	19,854
原材料及び貯蔵品	26,860	賞与引当金	2,554
繰延税金資産	3,300	役員賞与引当金	273
その他	24,569	事業整理損失引当金	2,002
貸倒引当金	△ 658	その他の引当金	41
<b>固定資産</b>	<b>221,925</b>	その他	7,053
<b>有形固定資産</b>	<b>109,432</b>	<b>固定負債</b>	<b>151,664</b>
建物及び構築物	46,971	長期借入金	128,259
機械装置及び運搬具	25,566	リース債務	1,631
船	2,914	繰延税金負債	2,464
土地	27,622	役員退職慰労引当金	237
リース資産	2,304	退職給付に係る負債	15,318
建設仮勘定	2,078	その他	3,751
その他	1,974	<b>負債合計</b>	<b>347,911</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>15,766</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	3,522	<b>株主資本</b>	<b>56,867</b>
ソフトウェア	2,843	資本金	23,729
その他	9,401	資本剰余金	13,758
<b>投資その他の資産</b>	<b>96,727</b>	利益剰余金	19,637
投資有価証券	77,234	自己株式	△ 258
長期貸付金	6,741	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,447</b>
退職給付に係る資産	160	その他有価証券評価差額金	6,588
繰延税金資産	5,744	繰延ヘッジ損益	395
その他	11,105	為替換算調整勘定	3,237
貸倒引当金	△ 4,259	退職給付に係る調整累計額	△ 773
<b>資産合計</b>	<b>431,643</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>17,417</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>83,732</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>431,643</b>

## 連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		604,249
売上原価		480,237
売上総利益		124,011
販売費及び一般管理費		110,080
営業利益		13,931
営業外収益		
受取利息	479	
受取配当金	1,105	
為替差益	369	
投資有価証券売却益	454	
助成金収入	772	
その他の	553	3,734
営業外費用		
支払利息	3,277	
持分法による投資損失	310	
貸倒引当金繰入	899	
その他の	818	5,306
経常利益		12,360
特別利益		
固定資産売却益	1,493	
減損損失戻入益	412	
投資有価証券売却益	288	2,194
特別損失		
固定資産処分損失	334	
減損損失	553	
投資有価証券評価損	331	
関係会社株式売却損	871	
関係会社出資金売却	784	
特別退職金	583	3,459
税金等調整前当期純利益		11,095
法人税、住民税及び事業税	5,671	
法人税等調整額	399	6,071
少数株主損益調整前当期純利益		5,023
少数株主利益		1,269
当期純利益		3,754

### 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	23,729	13,758	15,883	△ 257	53,113
当期変動額					
当期純利益			3,754		3,754
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分		△ 0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 0	3,754	△ 1	3,753
当期末残高	23,729	13,758	19,637	△ 258	56,867

	その他の包括利益累計額						少数株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	在外子会社の 年金債務調整額	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	4,455	△ 229	△ 4,673	△ 2,905	—	△ 3,352	13,536	63,297
当期変動額								
当期純利益								3,754
自己株式の取得								△ 1
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,132	625	7,910	2,905	△ 773	12,800	3,881	16,681
当期変動額合計	2,132	625	7,910	2,905	△ 773	12,800	3,881	20,435
当期末残高	6,588	395	3,237	—	△ 773	9,447	17,417	83,732

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 61社  
主要な連結子会社の名称

(国内) 日水製菓(株)、横浜通商(株)、山津水産(株)、黒瀬水産(株)、金子産業(株)、共和水産(株)、日豊食品工業(株)、(株)北九州ニッスイ、デルマール(株)、日本クッカーリー(株)、(株)チルディー、(株)北海道日水、日水物流(株)、キャリーネット(株)、ニッスイ・エンジニアリング(株)、ニッスイマリン工業(株)

(海外) NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC., F.W.BRYCE, INC., KING & PRINCE SEAFOOD CORP., GORTON'S INC., UNISEA, INC., NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A., EMPRESA DE DESARROLLO PESQUERO DE CHILE S.A., SALMONES ANTARTICA S.A., NIPPON SUISAN (SINGAPORE) PTE. LTD., NIPPON SUISAN (EUROPE) B.V., CITE MARINE S.A.S., NORDIC SEAFOOD A/S

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社はありません。  
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模がいずれも小さく、連結計算書類に重要な影響を与えておりません。

##### (3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において設立等により2社増加し、売却により2社減少しております。

(設立出資により含めたもの)  
弓ヶ浜水産(株)  
(重要性が増したことにより含めたもの)  
臨海研究(株)  
(株式売却により除外したもの)  
LEUCHTTURM BETEILIGUNGS-UND HOLDING GERMANY AG  
(出資金売却により除外したもの)  
山東山孚日水有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用非連結子会社の数

6社 主要な持分法適用非連結子会社はありません。

##### (2) 持分法適用関連会社の数

31社  
主要な関連会社の名称

(国内) (株)ハウスイ、(株)大水、(株)クラハシ、ケイ低温フーズ(株)  
(海外) KURA LTD., GLACIER FISH COMPANY, LLC

##### (3) 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において売却等により7社減少しております。

(株式売却により除外したもの)  
P.T.WEST IRIAN FISHING INDUSTRIES  
P.T.IRIAN MARINE PRODUCT DEVELOPMENT  
大分魚函サービス(株)  
大分水産物精算(株)  
(出資金売却により除外したもの)  
厦門龍鵬食品有限公司  
(重要性が増したことにより連結子会社になったもの)  
臨海研究(株)

(債務の資本化により議決権比率が減少し持分法適用会社より除外したもの)  
FRIOSUR ALIMENTOS DEL MAR LTDA.

なお、適用外の関連会社1社に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法を適用しておりません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. 他24社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC. 他24社については連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の当該決算日現在の計算書類に基づき連結計算書類を作成しております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

支給見込額を計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

##### ④事業整理損失引当金

事業撤退に伴う損失に備えるため損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理をしております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- ②ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を適用しております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。
- ③のれんの償却方法及び償却期間 僅少なものを除き20年以内の均等償却を行っております。
- ④退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として6年)による定額法により費用処理をしております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として6年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更等

退職給付に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」を適用しております。当該会計方針の変更は、「退職給付に関する会計基準」第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が160百万円及び退職給付に係る負債が15,318百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が1,462百万円増加しております。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書

当連結会計年度より、営業外収益のその他に含めておりました投資有価証券売却益(前連結会計年度28百万円)については重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	10百万円
建物及び構築物	2,954百万円
土地	2,658百万円
機械装置及び運搬具	766百万円
船舶	1,035百万円
投資有価証券	25,722百万円
計	33,147百万円

(2) 担保に係る債務	
短期借入金	4,707百万円
長期借入金	31,320百万円
その他の債務	73百万円
計	36,102百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 190,958百万円

#### 4. 保証債務

連結子会社以外の会社等の銀行借入に対し、保証を行っております。

保証債務金額 2,203百万円

### 連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 減損損失戻入益  
在外子会社における建物及び構築物、土地等について実施した減損損失の国際財務報告基準に基づく戻入益であります。
- 減損損失  
当連結会計年度において閉鎖を予定している工場の資産等について帳簿価額を回収可能価額まで553百万円減損いたしました。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項  
普通株式 277,210,277株
- 配当に関する事項
  - ①配当金支払額  
該当事項はありません。
  - ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
該当事項はありません。

### 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項  
当社グループは、主として資金運用については短期的な預金等とし、資産調達については銀行借入により調達しております。デリバティブは金利・為替変動等によるリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針であります。  
受取手形及び売掛金にかかる顧客信用リスクは、債権管理に関するルールに沿ってリスク低減を図っております。外貨建債権・債務については先物為替予約を利用しリスクヘッジをしております。有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。  
借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引により金利の固定化を実施しております。なお、先物為替予約・金利スワップ等のデリバティブはデリバティブ取引管理要領に従い、実需の範囲で行うこととし、適宜取締役会に報告をしております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,849	6,849	-
(2) 受取手形及び売掛金	73,250	73,250	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	40,707	40,707	-
関連会社株式	2,364	3,836	1,471
(4) 長期貸付金	6,741	6,886	144
(5) 支払手形及び買掛金	33,074	33,074	-
(6) 短期借入金	107,213	107,213	-
(7) 未払費用	19,854	19,854	-
(8) 長期借入金	148,933	149,739	805
(9) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	215	215	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	82	82	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済される債権であり、帳簿価額は時価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(4) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利息の受取見込額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率(残存期間を考慮)で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払費用

短期間で決済される債務であり、帳簿価額は時価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、

(6) 短期借入金には1年内返済予定の長期借入金は含まれておりません。

(8) 長期借入金

元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率(残存期間を考慮)で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利息の合計額を同様に借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率(残存期間を考慮)で割り引いて算定される方法によっております。本算定には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額34,676百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券及び関連会社株式」に含めておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	240円03銭
1株当たり当期純利益	13円59銭

## 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>121,594</b>	<b>流動負債</b>	<b>128,444</b>
現金及び預金	235	買掛金	18,363
受取手形	78	短期借入金	67,511
売掛金	41,965	1年内返済予定の長期借入金	16,276
商品及び製品	24,197	リース債務	256
仕掛品	3,136	未払金	841
材料及び貯蔵品	8,789	未払法人税等	317
前払費用	520	未払事業所税	70
繰延税金資産	1,421	未払消費税等	350
短期貸付金	36,140	未払費用	10,593
未収入金	4,430	前受金	25
その他の貸倒引当金	710	預り金	12,892
	△33	賞与引当金	946
<b>固定資産</b>	<b>176,863</b>	<b>固定負債</b>	<b>123,032</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>35,580</b>	長期借入金	113,333
建築物	14,184	リース債務	417
機械装置	1,849	退職給付引当金	8,249
船隻	7,017	その他の	1,032
船舶	5		
車輜運搬具	5	<b>負債合計</b>	<b>251,476</b>
工具器具備	461		
土地	11,325	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	671	<b>株主資本</b>	<b>40,789</b>
建設仮勘定	60	資本金	23,729
<b>無形固定資産</b>	<b>3,366</b>	資本剰余金	13,758
借地権	37	資本準備金	6,000
ソフトウェア	2,529	その他資本剰余金	7,758
電話加入権その他	798	<b>利益剰余金</b>	<b>3,540</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>137,916</b>	その他利益剰余金	3,540
投資有価証券	32,636	固定資産圧縮積立金	389
関係会社株式	78,076	繰越利益剰余金	3,151
関係会社出資金	1,397	<b>自己株式</b>	<b>△239</b>
長期貸付金	10,561	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,192</b>
破産更生債権等	19,199	その他有価証券評価差額金	6,101
繰延税金資産	3,766	繰延ヘッジ損益	91
その他の貸倒引当金	1,485	<b>純資産合計</b>	<b>46,981</b>
	△9,206	<b>負債・純資産合計</b>	<b>298,458</b>
<b>資産合計</b>	<b>298,458</b>		

## 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		333,975
売 上 原 価		267,712
売 上 総 利 益		66,262
販売費及び一般管理費		63,481
営 業 利 益		2,780
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	746	
受 取 配 当 金	3,674	
為 替 差 益	638	
そ の 他	298	5,358
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,399	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,257	
そ の 他	430	4,087
経 常 利 益		4,051
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,413	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	274	1,687
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	161	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	331	
関係会社株式評価損	333	
関係会社出資金売却損	517	
関係会社債権放棄損	325	
特 別 退 職 金	461	2,130
税 引 前 当 期 純 利 益		3,607
法人税、住民税及び事業税	763	
法 人 税 等 調 整 額	668	1,432
当 期 純 利 益		2,175

## 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	23,729	6,000	7,758	13,758	389	975	1,365	△ 238	38,614
当期変動額									
当期純利益						2,175	2,175		2,175
自己株式の取得								△ 1	△ 1
自己株式の処分			△ 0	△ 0				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	—	2,175	2,175	△ 1	2,174
当期末残高	23,729	6,000	7,758	13,758	389	3,151	3,540	△ 239	40,789

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	4,052	25	4,077	42,692
当期変動額				
当期純利益				2,175
自己株式の取得				△ 1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,048	65	2,114	2,114
当期変動額合計	2,048	65	2,114	4,289
当期末残高	6,101	91	6,192	46,981

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |  |   |
|--|---|
| 子会社株式及び関連会社株式<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br><br>時価のないもの | 移動平均法による原価法<br><br>決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>移動平均法による原価法 |
|--|---|
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
- 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 商品・製品及び原材料<br>仕掛品及び貯蔵品<br>貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定 | 移動平均法による原価法<br>移動平均法による原価法 |
|---|----------------------------|
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 建 物(建物附属設備を除く)<br>上記以外のもの | 定額法<br>定率法 |
|---------------------------|------------|
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
- 定額法  
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わる資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
- 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
- 支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
- 当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により当事業年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なります。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理をしております。
- (2) ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を適用しております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。
- (3) 消費税等の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	769百万円
構築物	5百万円
土地	843百万円
投資有価証券	25,722百万円
関係会社株式	262百万円
計	27,603百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	3,894百万円
長期借入金	30,715百万円
計	34,609百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 58,894百万円

4. 保証債務

次の各社の借入金等について保証を行っております。

NIPPON SUISAN(U.S.A.), INC.	22,250百万円
NORDIC SEAFOOD A/S	6,306百万円
SALMONES ANTARTICA S.A.	6,079百万円
日本クッカー(株)	3,500百万円
(株)ニッスイ・ジーネット	3,117百万円
NIPPON SUISAN(SINGAPORE)PTE. LTD.	3,034百万円
その他	6,471百万円
計	50,759百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	42,550百万円
長期金銭債権	30,881百万円
短期金銭債務	25,656百万円

## 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	32,259百万円
仕入高	167,096百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,822百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	790,311株
------	----------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,855百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,973百万円
関係会社株式評価損	2,803百万円
繰越欠損金	1,097百万円
その他	2,815百万円
繰延税金資産 小計	12,546百万円
評価性引当額	△4,557百万円
繰延税金資産 合計	7,988百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△206百万円
その他有価証券評価差額金	△2,546百万円
繰延ヘッジ損益	△48百万円
繰延税金負債 合計	△2,801百万円
繰延税金資産の純額	5,187百万円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.00%から34.62%になります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が361百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が364百万円増加し、繰延ヘッジ損益3百万円が増加しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西南水産(株) ※1	所有 直接 100.0%	製品の仕入	資金の貸付 ※2	5,678	短期貸付金等	5,536
子会社	日本クッカー(株)	所有 直接 100.0%	製品の仕入 役員の兼任	製品の仕入 ※3	51,678	買掛金	4,464
				資金の貸付 ※4	2,975	短期貸付金	3,000
				借入金の保証	-	保証債務	3,500
子会社	(株)ハチカン	所有 直接 50.0%	製品の仕入	資金の貸付 ※5	10,874	短期貸付金	10,963
子会社	日本製菓(株)	所有 直接 54.1% 間接 1.8%	製品の販売	グループCIS制度による預り金 ※6	6,513	預り金	5,188
子会社	日本物流(株)	所有 直接 100.0%	製品の仕入	資金の貸付 ※7	8,491	短期貸付金等	9,587
子会社	ニッスイ・ エンジニアリング(株)	所有 直接 100.0%	設備の購入	グループCIS制度による預り金 ※8	2,797	預り金	3,158
				業務の委託 役員の兼任	資金の貸付 ※9	10,895	短期貸付金
子会社	(株)ニッスイ・ ジーネット	所有 直接 100.0%	借入金の保証	借入金の保証	-	保証債務	3,117
				増資の引き受け	5,842	-	-
子会社	NIPPON SUISAN (U.S.A.), INC.	所有 直接 100.0%	製品の仕入 役員の兼任	借入金の保証	-	保証債務	22,250
				増資の引き受け	5,842	-	-
子会社	NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A.	所有 直接 100.0%	製品の仕入	増資の引き受け	3,317	-	-
子会社	SALMONES ANTARTICA S.A.	所有 間接 100.0%	製品の仕入	借入金の保証	-	保証債務	6,079
子会社	NIPPON SUISAN (SINGAPORE) PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	製品の仕入 役員の兼任	借入金の保証	-	保証債務	3,034
子会社	NORDIC SEAFOOD A/S	所有 間接 85.7%	製品の仕入	借入金の保証	-	保証債務	6,306

脚注：※1 中谷水産(株)は、西南水産(株)に商号を変更しております。

※2 西南水産(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。

※3 日本クッカー(株)からの仕入は実勢価格を勘案して決定しております。

※4 日本クッカー(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。

※5 (株)ハチカンに対する貸付金については、金利を免除しております。

※6 日本製菓(株)からの預り金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。

※7 日本物流(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。

※8 ニッスイ・エンジニアリング(株)からの預り金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。

※9 (株)ニッスイ・ジーネットに対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額は平均残高を記載しております。

※ 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 169円96銭

1株当たり当期純利益 7円87銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

日本水産株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井克之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤栄司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 腰原茂弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本水産株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

日本水産株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井 克之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 腰原 茂弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本水産株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」については、取締役会で決議されている体制の整備の状況について、取締役、内部監査部門等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求める等いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人からその評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」についても、その内容を検討いたしました。子会社については、取締役会等において状況の報告を受けるほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、また、必要に応じて子会社に赴き事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、また、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四、会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 26 年 5 月 12 日

日本水産株式会社 監査役会

監査役（常勤）	小 泉 雅 英	Ⓔ
監査役	佐 原 和 正	Ⓔ
監査役	横 尾 敬 介	Ⓔ
監査役	樋 口 收	Ⓔ

(注) 監査役 佐原和正、横尾敬介、樋口收は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。











